

町に設置されている農業委員会の区域ごとに現行のまま設置する。

その後の取扱いについては、一体性の確保の観点から、合併後の新潟市の全域を区域とする農業委員会に統合する。

6 地方税の取扱い

地方税は、新潟市の制度に統一する。ただし、

- ①住民税の個人均等割、都市計画税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3カ年度は不均一課税を実施する。
- ②入湯税に関しては、福祉向上を図るため設置された黒埼荘での入湯については課税免除とする。

7 一般職の職員の取扱い

- (1)黒埼町の定数内の職員は、すべて新潟市の職員として引き継ぐものとする。
- (2)職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、新潟市の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。

8 特別職の身分の取扱い

黒埼町の特別職（三役及び教育長の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める）

9 行政組織機構の取扱い

(1)黒埼町役場は、地区事務所とする。ただし、

- ①当分の間、地方自治法上の支所とする。
 - ②支所の組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。
 - ③住民生活に直接影響を与えない管理部門は早期に統合する。
- (2)黒埼町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の委員構成については、必要により黒埼町の実情に応じた適切な措置を講ずる。

10 一部事務組合等の取扱い

(1)黒埼町が加入している一部事務組合については、合併の前日をもって脱退する。

ただし、黒埼町が加入している西

蒲原福祉事務組合及び三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合については、新潟市が黒埼町の地位を継承する方向で検討する。

(2)黒埼町が加入している法定協議会等については、合併の前日をもって脱退する。

11 使用料・手数料の取扱い

(1)手数料については、新潟市の制度に統一する。

- (2)使用料については、新潟市の制度に統一する。ただし、
- ①黒埼町の老人福祉センターの使用料は、60歳以上の利用者は無料、そのほかの利用者は現行のとおりとする。
- ②黒埼町の屋外体育施設については無料施設として位置づける。また、黒埼町総合体育館の使用料については、現行のとおりとする。
- ③大野定例露店市場出店料は、当分の間、現行のとおりとする。
- ④黒埼町の保健センター使用料及び施設利用については、現行のとおりとする。

12 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重

しながら、下記のとおり調整に努める。

①両市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。

- ②独自の目的を持った団体は、自主的な判断に委ねる。
- ③統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。

13 各種団体への補助金・交付金等の取扱い

各種団体等に交付している補助金等については、従来の実績を下回らないよう配慮することとし、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図る。

14 町字名の取扱い

黒埼町の町字名については、黒埼町での意向を尊重する。

ただし、新潟市の現行の町名と紛らわしくないようにする。

15 慣行の取扱い

- (1)市民憲章は、新潟市の制度に統一する。
- ただし、黒埼町民憲章は、黒埼地区の憲章として継承していく。
- (2)市民歌は、新潟市の制度に統一する。

ただし、黒埼町の町民歌については、黒埼地区の愛唱歌として傳承していく。

(3)「市の木」「市の花」は、新潟市の制度に統一する。

ただし、黒埼町の木については、黒埼地区の推奨の木として傳承していく。

(4)消防出初式は、新潟市の制度に統一する。

ただし、黒埼地区の出初式も別に実施する。

(5)成人式は、新潟市の制度に統一する。

16 各種事務事業の取扱い

黒埼町の各種事務事業は、新潟市の制度に統一する。

ただし、以下の事業については、従来からの経緯、実情を考慮し、住民サービスの低下を招かないこととし、下記のとおり調整する。

16-1 建設制度の取扱い

- (1)合併時に計画されている黒埼町の除雪路線は、新潟市の除雪計画路線とし、現行の水準を維持する。
- (2)黒埼町の自治会除雪助成については、現行のとおりとする。
- (3)放置自転車等対策事業については、新潟市の制度に統一する。

ただし、撤去及び保管にかかる費用徴収については6カ月程度の周知期間を設ける。

(4)水道料金については、新潟市の制度に統一する。

ただし、合併時に黒埼町の利用者のうち、料金の高くなる者で別に定める者は、合併年度とそれに続く3カ年度は段階的不均一料金を適用する。

(5)黒埼町の公営ガス事業は、新潟市に引き継ぐものとする。

(6)入札制度については、新潟市の制度に統一する。

ただし、当分の間、運用については、弾力的に対応する。

16-2 保健・衛生制度の取扱い

(1)黒埼町の家庭用生ごみ処理器購入助成金制度は、新潟市の制度に統一する。

ただし、処理容器の大きさについては、選択できるようにする。

(2)黒埼町のし尿の収集の運搬体制については、当分の間、現行のとおりとする。

(3)黒埼町で従来から実施している老人保健事業は、以下のとおりとする。

- ①集団健（検）診は、黒埼町保健センターで実施する。
- この場合、集団健診の基本健診個人負担は、現行のとおりとする。

蒲原福祉事務組合及び三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合については、新潟市が黒埼町の地位を継承する方向で検討する。

(2)黒埼町が加入している法定協議会等については、合併の前日をもって脱退する。

11 使用料・手数料の取扱い

(1)手数料については、新潟市の制度に統一する。

- (2)使用料については、新潟市の制度に統一する。ただし、
- ①黒埼町の老人福祉センターの使用料は、60歳以上の利用者は無料、そのほかの利用者は現行のとおりとする。
- ②黒埼町の屋外体育施設については無料施設として位置づける。また、黒埼町総合体育館の使用料については、現行のとおりとする。
- ③大野定例露店市場出店料は、当分の間、現行のとおりとする。
- ④黒埼町の保健センター使用料及び施設利用については、現行のとおりとする。

12 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重

②基本健診結果説明会は、当分の間、現行のとおりとする。

③機能訓練事業は、現行のとおりとする。

(4)黒埼町で実施している精神障害者医療費の助成については現行のとおりとし、新潟市としても、黒埼町の現行制度を踏まえ補助制度の新設を検討する。

(5)精神障害者通所授産施設「梨の里」及び「角田の里」の運営には、引き続き、建設費及び運営補助金を支出する。

(6)黒埼町食生活改善推進委員は、当分の間、新潟市の食生活改善推進委員として存続する。

(7)そ族昆虫駆除事業については、現行のとおりとする。

ただし、新潟市の薬剤散布機具購入補助については、黒埼町の制度を適用する。

16-3 福祉制度の取扱い

(1)黒埼町の歳末慰問金品の支給については、以下のとおりとする。

- ①生活保護世帯については、黒埼町支給分は新潟市の制度を、黒埼町社会福祉協議会支給分は新潟市社会福祉協議会の制度を適用する。
- ②福祉施設入所者については、黒埼町支給分は廃止するが、当該分については黒埼地区社会福祉協議

会の事業として実施する。黒埼町社会福祉協議会支給分は現行のとおりとする。

③交通災害遺児については、黒埼町支給分及び黒埼町社会福祉協議会支給分は廃止し、新潟市交通対策協議会の制度を適用する。

④長期入院者及び生活困窮者については、黒埼町支給分は廃止するが、当該分については黒埼地区社会福祉協議会の事業として実施する。

⑤在宅寝たきり老人については、黒埼町支給分は廃止し、黒埼町社会福祉協議会支給分は新潟市社会福祉協議会の制度を適用する。

(2)黒埼町社会福祉協議会及びその実施事業については、以下のとおりとする。

- ①黒埼町社会福祉協議会は合併時に統合し、新潟市社会福祉協議会の地区社会福祉協議会とする。
- ②黒埼町社会福祉協議会が黒埼町から受託するホームヘルパー派遣事業は新潟市福祉公社に、デイサービス事業と黒埼荘の管理運営は新潟市社会福祉協議会にそれぞれ委託する。
- ③その他、黒埼町社会福祉協議会が実施する事業は新潟市社会福祉協議会と整理統合できるものを除